

抗菌薬原薬国産化支援助成金助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号。以下「医薬健栄研法」という。）第15条第1項第3号の規定に基づき、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「医薬健栄研」という。）が行う経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安保推進法」という。）第42条第1項に規定する安定供給確保支援業務として経済安保推進法第10条第1項に規定する認定供給確保事業者（以下「認定供給確保事業者」という。）が同法第11条第1項に規定する認定供給確保計画（以下「認定供給確保計画」という。）に従って抗菌性物質製剤の安定的な供給の確保（以下「安定供給確保」という。）のための取組に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付業務の手続き等を定め、もってその業務の適正な処理を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 医薬健栄研が行う助成金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、経済安保推進法、医薬健栄研法、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令（平成16年政令第356号）、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成27年内閣府・厚生労働省令第4号）、抗菌性物質製剤に係る安定供給を図るための取組方針（令和5年1月19日厚生労働省。以下「安定供給確保取組方針」という。）、厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令（令和5年厚生労働省令第8号。以下「供給確保計画省令」という。）、令和4年度抗菌薬原薬国産化支援交付金交付要綱（令和5年2月21日厚生労働省発産情0221第3号）、抗菌薬原薬国産化支援基金管理運営要領（令和5年2月21日厚生労働省発産情0221第2号）、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所開発振興業務関係業務方法書（平成27年4月1日厚生労働大臣認可）、抗菌薬原薬国産化支援基金事業等の実施に関する規程（令和5年3月24日5規程第14号）及び抗菌薬原薬国産化支援基金の管理及び運用に関する医薬健栄研達（令和5年3月24日5達第1号）に定められたものによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第3条 医薬健栄研は、「抗菌薬原薬国産化支援交付金の運営について」（令和5年2月21日産情発0221第2号）の別紙「抗菌薬原薬国産化支援基金管理運営要領」（以下「管理運営要領」という。）第4に規定する助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）を行う者（以下「助成事業者」という。）に対し、当該助成事業に必要な費用の一部（補助率：1／2）を助成する。ただし、第23条第1項に定める事項に該当する者が行う事業に対しては、助成金の交付対象としない。

(助成対象費用等)

第4条 助成の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、助成事業に必要な費用のうち、別記に掲げるものの範囲とする。なお、助成対象費用に含めることに疑義がある費用については、あらかじめ厚生労働省と協議するものとする。

(交付の申請)

第5条 医薬健栄研は、助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）に対し、様式第1による助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）及び添付資料を提出させるものとする。

2 医薬健栄研は、申請者が前項の助成金の交付の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して行わせるものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定等)

第6条 医薬健栄研は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容について、安定供給確保取組方針第3章「抗菌性物質製剤等の安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限」に基づき、次に掲げる事項について、確認の上で交付を決定することとする。

一 安定供給確保の目標への寄与

- 二 供給安定性
- 三 取組ごとに行うべき期間又は期限
- 四 実施体制
- 五 取組を円滑かつ確実に実施するための措置

- 2 医薬健栄研は、前項の確認の結果、助成金を交付すべきものと認めるときは、様式第2による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。
- 3 前項の場合において、医薬健栄研は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができるものとする。
- 4 医薬健栄研は、第2項又は前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して行うものとする。
- 5 医薬健栄研は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 6 医薬健栄研は、助成金の交付が適当でないとき、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 医薬健栄研は、助成事業者に対し、交付の条件として次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- 一 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うべきこと。
- 二 助成事業者は、助成事業の内容の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、あらかじめ医薬健栄研の承認を受けるべきこと。
- 三 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、医薬健栄研の承認を受けるべきこと。
- 四 助成事業者は、助成事業を遂行するための契約をするときは、助成事業の運営上一般の競争に付すことが著しく困難又は不相当である場合を除き、一般の競争に付すべきこと。
- 五 助成事業者は、助成事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して

実施してはならないこと。ただし助成事業の一部について、第三者と委託又は共同で実施することを交付申請書に記載し、医薬健栄研が認めた場合にはこの限りではない。

また、委託又は共同で実施する場合には、実施に関する契約を締結すべきこと。

六 助成事業の一部を第三者に委託する場合は、事前に医薬健栄研の許可を受けなければならない。

七 助成事業者は、助成事業を実施するために締結する委託、売買、請負その他の契約（契約金額が100万円未満のものを除く。）をするにあたり、厚生労働省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならないこと。ただし、助成事業の遂行上、当該事業者でなければ助成事業の遂行が困難又は不相当である場合は、医薬健栄研の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができること。

八 医薬健栄研は、助成事業者が前号の規定に違反して厚生労働省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、助成事業者は医薬健栄研から求めがあった場合はその求めに応じなければならないこと。

九 前三号の規定は、助成事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、助成事業者は、必要な措置を講ずるものとする。

十 助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後5年間保存しておくべきこと。

十一 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、様式第3による事故報告書を速やかに医薬健栄研に提出し、その指示を受けるべきこと。

十二 助成事業者は、医薬健栄研が必要と認めて指示したときは、助成事業の実施の状況に関し、様式第4による実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。

十三 助成事業者は、助成事業が完了するとき（第三号の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日以降で医薬健栄研が指定する期日（第三号の助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日。以下同じ。）までに、又は助成事業が完了せずに医薬健栄研の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日以降で医薬健栄研が指定する期日までに、様式第5による実績報告書を医薬健栄研に提出すべきこと。

十四 助成事業者は、医薬健栄研が、助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。また、医薬健栄研が必要であると認め、厚生労働省の職員を立ち合わせるときは、これに応ずべきこと。

十五 助成事業者は、医薬健栄研が事実確認の必要があると認めるときは、取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるべきこと。

十六 助成事業者は、医薬健栄研が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、医薬健栄研の指示に従うべきこと。

十七 助成事業者は、医薬健栄研が第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、医薬健栄研が指定する期日までに返還すべきこと。

十八 助成事業者は、第 17 条第 3 項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、第 9 条第 1 項第 8 号の規定による場合はこの限りではない。

十九 助成事業者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。

二十 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果（以下「取得財産等」という。）のうち、第 15 条第 1 項により処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとすることをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ医薬健栄研の承認を受けるべきこと。

二十一 助成事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収入が生じたときは、医薬健栄研の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税に係る相当額を除く。）を納付すべきこと。

二十二 助成事業者は、助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から 20 日以内に、様式第 6 による助成金交付申請取下げ届出書を医薬健栄研に提出するこ

とにより行うべきこと。

二十三 助成事業者は、前条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、医薬健栄研の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継しないこと。

二十四 交付決定を受けた助成事業の期間にかかわらず、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の5の規定に基づき、医薬健栄研の中長期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る助成事業内容の効力は、医薬健栄研の次期中長期計画が、厚生労働大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。

二十五 助成事業者は、医薬健栄研が助成事業に関して知り得た一切の情報について、必要に応じて厚生労働省に対して提供することに同意すること。

二十六 助成事業者は、医薬健栄研又は厚生労働省が、実施状況の報告の要求、助成事業の適正かつ円滑な実施のために必要な改善等の指導及び助言を行ったときは、実施状況の報告若しくは当該指導及び助言を踏まえて助成事業を実施すること。

（申請の取下げ）

第8条 医薬健栄研は、助成金の交付の決定の通知を受けた者から前条により付された条件のうち同条第1項第二十二号に基づき取下げの届出があったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなして措置するものとする。

（交付決定の取消）

第9条 医薬健栄研は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 助成事業者が、適正化法、施行令、その他の法令、本要綱又はこれらに基づく医薬健栄研の処分若しくは指示に違反した場合。

二 助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。

三 助成事業者が、第6条の規定による交付の決定の内容に違反したとき。

四 助成事業者が、第7条の規定により付された条件に違反したとき。

五 助成事業者が、医薬健栄研との助成事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

六 助成事業者が、第23条の規定の誓約に違反したとき。

七 厚生労働省大臣が助成事業者について、経済安保推進法第9条第1項の規定に基づく認定供給確保計画の認定を取り消した場合。

八 天災地変その他助成金等の交付の決定後に事情の変更により助成事業等の全部又は

一部を継続する必要がなくなったとき。

- 2 前項第一号から第七号に掲げるものについては、次条の規定に基づく助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。
- 3 医薬健栄所は、第1項に基づく取消をしたときは、様式第6に準じた様式により速やかに助成事業者へ通知するとともにその旨を厚生労働省へ報告するものとする。

(助成金の額の確定)

第10条 医薬健栄研は、助成事業が完了し、助成事業者から実績報告書を受領したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第7による確定通知書によって当該助成事業者へ通知するものとする。

(助成金の支払)

第11条 医薬健栄研は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に、助成事業者に対し、助成金を支払うものとする。

- 2 医薬健栄研は、助成事業者が助成金の支払を請求しようとするときは、様式第8による助成金精算払請求書を提出させるものとする。

(助成事業の内容の変更)

第12条 医薬健栄研は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、様式第9による計画変更承認申請書を提出させ、あらかじめ承認を受けさせるものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない軽微な変更については、様式第10による計画変更届出書を提出させるものとする。

- 一 助成事業の実施方法等主要内容を変更しようとするとき。
- 二 助成事業の期間を変更しようとするとき。
- 2 医薬健栄研は、前項に基づく計画変更承認申請書を受領したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該助成事業者へ速やかに通知するものとする。
- 3 第6条及び第7条の規定は、前項の通知をする場合に準用する。

(助成事業の承継)

第 13 条 医薬健栄研は、助成事業者について相続、法人の合併又は分割等により助成事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者（以下「承継事業者」という。）が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、様式第 11-1 による承継承認申請書をあらかじめ医薬健栄研に提出させ、承継事業者が助成金の交付に係る変更前の助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、承継事業者が承継を予定する日までに設立されない場合、医薬健栄研は、助成事業者の様式第 11-2 による承継承認申請書をあらかじめ提出させるものとする。

3 医薬健栄研は、前項の申請書を受理したときは、承継事業者が設立されたときに承継事業者の様式第 11-1 による承継承認申請書を提出させること等を条件に、承継事業者が助成金の交付に関する変更前の助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

4 医薬健栄研は、第 1 項及び前項の承認をしたときは、その旨を、速やかに承継事業者に通知するとともに厚生労働省に報告するものとする。

（財産の管理等）

第 14 条 助成事業者は、当該助成事業による取得財産等について、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 助成事業者は、処分を制限された取得財産等について医薬健栄研が指示する標示票を貼付し、管理台帳を備えて管理しなければならない。

3 助成事業者は、処分を制限された取得財産等を処分することにより、収入があったときは様式第 12 による収入金報告書を医薬健栄研に提出し、医薬健栄研の請求に応じその収入の一部を医薬健栄研に納付しなければならない。

4 助成事業者は、助成事業が完了するときは、完了の日以降で医薬健栄研が指定する期日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日。）までに、又は助成事業が完了せずに医薬健栄研の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日以降で医薬健栄研が指定する期日までに、様式第 13 による取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して医薬健栄研に提出しなければならない。

（財産の処分制限）

第 15 条 助成事業者の取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価額又は効用の増加

価額が単価 50 万円以上の機械及び重要な器具その他の財産とする。

- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成二十年厚生労働省告示第三百八十四号)を準用する。
- 3 助成事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式第 14 による財産処分承認申請書を医薬健栄研に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。
- 4 助成事業者は、第 2 項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得られた収入については、前条第 3 項の規定は適用しない。

(中止又は廃止の承認)

第 16 条 医薬健栄研は、助成事業者がその責めに帰さない事由により当該助成事業の全部又は一部を中止し、若しくは廃止しようとするときは、その承認を受けさせるものとする。

- 2 医薬健栄研は、助成事業者が前項の承認を受けようとするときは、様式第 15 に準じた中止(廃止)承認申請書をあらかじめ提出させ、これを審査し、当該申請に係る中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは、様式第 15 により速やかに当該助成事業者へ通知するものとする。
- 3 第 10 条の規定は、医薬健栄研が第 1 項の承認をした場合に準用する。

(助成金の返還等)

第 17 条 医薬健栄研は、第 9 条の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

- 2 医薬健栄研は、第 10 条の規定に基づき額の確定をした場合(前条第 3 項において準用する場合を含む。)において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の助成金の返還を請求するものとする。
- 3 医薬健栄研は、前 2 項に基づき助成金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに助成事業者へ通知するものとする。
 - 一 返還すべき助成金の額
 - 二 加算金及び延滞金に関する事項
 - 三 納期日
- 4 医薬健栄研は、第 1 項又は第 2 項の規定に基づき助成金の返還を請求したときは、必

要に応じて様式第 16 又は第 17 により報告させるものとする。

- 5 医薬健栄研は、助成事業者が、返還すべき助成金を第 3 項第三号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第 18 条 助成事業者は、助成事業完了後消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第 18 により速やかに医薬健栄研に報告しなければならない。

- 2 医薬健栄研は、第 6 条第 6 項の規定による交付の決定をした場合であって、前項の報告があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 3 前条第 3 項及び第 5 項の規定は、前項の返還を請求する場合に準用する。

(加算金の計算)

第 19 条 医薬健栄研は、助成金が 2 回以上に分けて交付されている場合における加算金の計算については、返還を請求した額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして行うものとする。

- 2 医薬健栄研は、加算金を徴収する場合において、助成事業者の納付した金額が返還を請求した助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 20 条 医薬健栄研は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

- 2 前条第 2 項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

(実績報告)

第 21 条 助成事業者は、助成金の事業実績報告を毎事業年度及び助成事業が完了したとき

並びに必要な応じて、医薬健栄研が指定する期日までに、別紙様式 5 による報告書を医薬健栄研に提出して行わなければならない。

(協力事項)

第 22 条 助成事業者は、知的財産権の利用状況調査、各種評価及び追跡調査に係る資料作成、ヒアリングへの対応、その他医薬健栄研からの要求に基づく情報の提供について、助成事業終了後も助成事業者の負担において医薬健栄研に協力するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第 23 条 助成事業者は、助成金の交付の申請をするに当たって、また、助成事業の実施期間内及び完了後においては、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。

- 一 法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 前項については、助成金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他必要な事項)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、医薬健栄研が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 12 日から一部改正し施行する。

別 記

(助成対象経費)

経 費 区 分	内 容
1 製造・備蓄設備構築費	
● 設計・監理費	対象原薬及び原材料等の製造設備、備蓄設備及び関連設備（以下「製造設備等」という。）の新築、改修又は増築に当たって、工事施工会社による設計書作成及び工事の監理に係る経費
● 設備備品費又は製作費	対象原薬及び原材料等の製造等工程及び品質試験に必要な設備備品（機械装置・分析装置・備品・工具・器具等）の購入、設備備品に付随する製作等に要する経費
● 土壌調査等費	製造設備等を収容する建築物の新設、改修又は増築を行うに当たって、当該敷地の土壌・地下水汚染等の調査を行い、必要な対策を講ずるに当たってかかる経費
● 製造設備及び実験設備建築物等構築費	製造設備及び実験設備等を収容する建築物の新築、改修又は増築に当たって要する費用（工事費、労務費、資材費等を含む。）
● ユーティリティ設備整備費	構築する設備における電気・空調・給排水設備等のユーティリティ設備を整備するに当たって要する経費
● 製造設備等稼働検証費	製造設備等構築完了後、設備の完成検査及びユーティリティ設備を含めた稼働状況について検証するに当たって要する経費
2 その他諸経費	
● 諸保険料	施工会社における保険料
● 一般管理費	一般管理業務を行う際に必要な費用（経費）等
● 委託費又は雑役務費	対象原薬及び原材料等製造等工程における設備備品の購入等や、製造設備等新設及び技術検討等に関連する委託経費等
● その他	本取組を行うに当たって必要となる備品、消耗品費等